

第 28 号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件
 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月 条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p>ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営大日 丘第二住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 国の補助に係らない公営住宅</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営大日 丘第二住宅	[略]	[略]	[略]	<p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p>ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営大日 丘第二住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市営明泉 寺住宅</td> <td>神戸市長田区明 泉寺町 1 丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 国の補助に係らない公営住宅</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営大日 丘第二住宅	[略]	神戸市営明泉 寺住宅	神戸市長田区明 泉寺町 1 丁目	[略]	[略]
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営大日 丘第二住宅	[略]																		
[略]	[略]																		
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営大日 丘第二住宅	[略]																		
神戸市営明泉 寺住宅	神戸市長田区明 泉寺町 1 丁目																		
[略]	[略]																		

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営ひよどり台住宅	[略]

(2)～(4) [略]

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営房王寺住宅	[略]	神戸市長田区房王寺町3丁目、房王寺町4丁目及び房王寺町5丁目
	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置され

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営ひよどり台住宅	[略]
神戸市営竜が台住宅	神戸市須磨区竜が台3丁目

(2)～(4) [略]

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営房王寺住宅	[略]	神戸市長田区房王寺町4丁目
	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置され

たもの			たもの		
公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置	公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市 営ひよ どり台 住宅	[略]	[略]	神戸市 営ひよ どり台 住宅	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	神戸市 営竜が 台住宅 1 駐車場	神戸市営住 宅竜が台第 3 区竜が台 3 丁目	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2)～(4) [略]

(2)～(4) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1号アの表の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第5第1号アの表の規定を施行するために必要な許可その他の行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

市営住宅を廃止する等に当たり、条例を改正する必要があるため。